



「小樽の中心市街地活性化」

国立大学法人 小樽商科大学 ビジネス創造センター 副センター長
社会情報学科 准教授

大津 晶



本稿の締切直前（7月9日）に明るいニュースが飛び込んできました。すでにご存じの方も多いと思いますが、小樽市の中心市街地活性化基本計画（以下基本計画）が、道内で4番目となる内閣総理大臣認定（以下認定）を受けました。まずは小樽市の担当部局、活性化協議会の中心的組織である商工会議所、その他関係各位の努力に敬意を表したいと思います。丁度良い機会ですので、本基本計画の印象と今後の中心市街地活性化の取り組みについて私が期待するところなどを述べたいと思います。なお中心市街地の活性化に関する法律等について与えられた紙幅で詳しく解説することはできないので、中心市街地活性化本部のウェブサイト等を参照していただきたいと思います。

ご承知のように「地方の中心市街地の再生」は昨日今日始まった議論ではありません。地方都市における中心市街地の急速な衰退を受けて平成10年に施行された中心市街地活性化法（旧法）は、その“能書き”に対する期待が大きかった分、実際の成果についてはきわめて厳しい評価になってしまいました。一昨年施行された改正法は、旧法の趣旨や意義はおおむね引き継ぎながらもその反省点を踏まえて、認定に際しての計画の具体性や実効性、事後評価などに多くの注文が加えられ、言わば“予選のハードル”が数段あげられました。これについては「ばらまき」から「選択と集中」への変化だと評価する声が多く、そのような意味で、兎にも角にも小樽市の基本計画が認定を受けたことは将来に希望をつなぐ喜ばしい成果だと思います。

実際に認定された基本計画を見てみると、たとえば【中心市街地の歩行者通行量】について〈現況(H19)：29,627人→目標(H24)：31,700人〉と具体的な数値目標が示されています。その他の達成目標についても【中心市街地の居住人口】、【〃の宿泊客数】、【〃の歴史的建造物を活用した施設の利用者数】で定量的に評価・検証するとしています。企業経営に携わるみなさまは、〈具体的な達成目標を立てること〉は当然のことだと思われるはずですが、この種の計画において全てに数値目標を設定したこと、そして、かつて散見された根拠のない楽観的観測では

なく現実的な値が示されたことは一定の評価ができると思います。

少々意地悪な言い方をするならば、この計画は「とにかく絶対に達成できる計画」と言えるでしょう。実は前述の目標値は、先行して認定を受けた帯広市の同項目と比べると、多分に謙虚と言って良いほど控え目です。たしかに現状を直視して絶対に失点しない戦術は必ずしも批判されるべきではありませんし、“まずは認定を受けてナンボ”という発想も間違いだとは思いません。しかしながら、やはり国の基本方針が「戦略的事業への取組」を求めていることから分かるように、積極的に活性化を推進するための柱となる事業も必要です。そのような意味からも協議会が最終的に意見書として付した〈旧丸井今井小樽店の再活用〉は、可及的速やかに解決の道筋を付けるべき問題だと考えられます。

さて、私は前段で「予選」という言葉を用いましたがこれは単なる喻えではありません。今回の法改正の重要なポイントは、基本計画の認定はあくまで個々の補助事業の申請資格でしかないという点です。ハード事業からソフト事業まで数多く用意された各省庁の補助・助成の多くは、認定を得たからといって自動的に与えられるのではなく、さらなる競争の後に採択されてはじめて活用できるのです。つまり基本計画認定はあくまで〈予選通過〉であって本番のスタートラインに立ったばかりと言うこともできるのです。

この度の基本計画認定は小樽の中心市街地のにぎわいを取り戻す大きな第一歩であり、これを弾みにして元気な小樽をつくるためには、産学官民の枠を超えた“オール小樽”的の真の協働が不可欠です。まちづくりは、その成果が目に見えて実感できるまでに一定の年月がかかるものです。だからこそ、小さなことでも今すぐにできることから取り組み、一つずつ着実に成果をあげていくことが大切です。もちろん本学ビジネス創造センターも、かく申す私自身もオール小樽のメンバーの一員として、引き続き汗をかいていきたいと考えています。